

令和3年第2回宇都宮市公平委員会

日 時 令和3年5月25日(火) 午前11時00分
場 所 宇都宮市役所 議会棟3階 第2委員会室

令和3年第2回宇都宮市公平委員会次第

5月25日（火）午前11時00分
宇都宮市役所 議会棟3階 第2委員会室

- 1 開 会
- 2 議事録署名委員の指定
- 3 議事日程の説明
- 4 議 事
日程第1 議案第6号 宇都宮市教職員協議会の登録事項の変更について
- 5 その他
- 6 閉 会

議案第6号

宇都宮市教職員協議会の登録事項の変更について
宇都宮市教職員協議会の登録事項を届出どおり変更する。

令和3年5月25日提出

委員長 白 井 裕 己

職員団体登録事項変更届 別紙のとおり

登録事項の変更届

令和3年 5月11日

宇都宮市公平委員会 様

宇都宮市教職員協議会

会長 大島 陽平



職員団体の登録に関する条例第4条第1項の規定に基づき、次のとおり登録事項の変更を届け出ます。

1. 変更事項 別紙(1)のとおり
2. 変更の事由
 - (1) 役員の変更 規約第20, 21条に基づく役員の変更
3. 変更の事由が生じた日

令和3年5月7日

(別紙1)

令和3年度

宇都宮市教職員協議会 本部役員名簿

(○印は新役員)

役職名	氏名	職名	所属校	勤務校所在地	電話
会長	大島 陽平	教諭	峰小	宇都宮市峰3-20-17	633-3973
○ 副会長	高梨 修	教諭	桜小	宇都宮市桜3-2-22	634-4481
○ 副会長	岡田 香	養護教諭	上河内中	宇都宮市中里町162	674-2108
副会長	中島 宏明	教諭	海道小	宇都宮市海道町35-1	661-6620
副会長	小川 伸一	教諭	雀宮中	宇都宮市雀の宮7-28-16	653-0379
事務局長	川田 高弘	教諭	岡本小	宇都宮市岡本町2623	673-1831
事務局次長	檜原 正行	主任	宝木小	宇都宮市駒生町3364-29	624-0317
事務局次長	石川 幸枝	主査	姿川第二小	宇都宮市砥上町52	648-3429
○ 事務局次長	渡部 恭平	教諭	富屋小	宇都宮市徳次郎町66-1	665-0009
○ 事務局次長	高山 卓哉	教諭	明保小	宇都宮市下荒針町3456-2	648-2200
監事	綱川 裕	事務長	若松原中	宇都宮市若松原3-19-27	655-0679
監事	田島真由美	栄養教諭	宝木中	宇都宮市細谷町604	621-3959
○ 監事	酒井木綿子	養護教諭	中央小	宇都宮市中央本町1-29	635-3043

令和3年度 宇都宮市教職員協議会 学校理事名簿

(○印は新理事)

	氏名	所属校	職名	勤務校所在地	電話
○	菊池 ひとみ	中央小	主事	宇都宮市中央本町1-29	635-3043
○	高瀬 まど香	東小	教諭	宇都宮市東塙田1-6-14	622-2282
○	由比 京佑	西小	教諭	宇都宮市西1-2-13	634-6129
○	日下田 絢	築瀬小	教諭	宇都宮市南大通り2-6-6	633-0363
○	安藤 伸泰	西原小	教諭	宇都宮市西原2-5-42	634-4401
○	田村 美希	戸祭小	教諭	宇都宮市戸祭1-10-25	622-6244
○	牧野 瑛梨	今泉小	教諭	宇都宮市元今泉1-7-29	635-1725
○	星野 晃啓	昭和小	教諭	宇都宮市戸祭元町1-15	622-3868
○	阿久津 悟	陽南小	教諭	宇都宮市大和1-10-15	658-1280
○	窪田 直樹	桜小	教諭	宇都宮市桜3-2-22	634-4481
	綱川 茉李	錦小	教諭	宇都宮市錦2-7-15	621-0444
○	安納 雅貴	細谷小	教諭	宇都宮市細谷1-4-38	624-6023
○	西谷 由季乃	峰小	教諭	宇都宮市峰3-20-17	633-3973
○	矢野 登志喜	富士見小	教諭	宇都宮市鶴田町2708-3	633-4549
○	新田 美佳	泉が丘小	教諭	宇都宮市泉が丘7-12-14	661-2255
○	田崎 俊宏	石井小	教諭	宇都宮市石井町1213	661-3003
○	白石 敏美	緑が丘小	教諭	宇都宮市緑3-3-12	658-2600
○	稲見 崇	宮の原小	教諭	宇都宮市宮原4-1-14	633-1505
○	田崎 真里	御幸小	教諭	宇都宮市御幸本町4638-1	662-3268
○	坂本 聖愛	明保小	教諭	宇都宮市下荒針町3456-2	648-2200
○	湯田 拓輝	宝木小	教諭	宇都宮市駒生町3364-29	624-0317
○	田代 京子	城東小	教諭	宇都宮市築瀬町360	635-9534
○	宇賀神 瑞翔	平石中央小	主事	宇都宮市下平出町479	661-0309
○	角野 友子	平石北小	教諭	宇都宮市平出町1804	661-0647
○	木下 綾乃	清原中央小	教諭	宇都宮市道場宿町848	667-0106
○	伊澤 麻由香	清原南小	教諭	宇都宮市上籠谷町1401	667-0516
○	阿久津 かおり	清原北小	教諭	宇都宮市板戸町1765	667-0780
○	相澤 初音	清原東小	教諭	宇都宮市氷室町1713-1	667-0515
○	小菅 純真	横川中央小	教諭	宇都宮市屋板町1072	656-1141
○	菊地 哲也	横川東小	教諭	宇都宮市下栗町963	656-1031
○	荻原 仁美	横川西小	教諭	宇都宮市上横田町850	658-2679
○	永岡 由梨	瑞穂野北小	教諭	宇都宮市下桑島町465	656-1587
○	山崎 諒	瑞穂野南小	主事	宇都宮市西刑部町444	656-1589
○	市塙 拓也	豊郷中央小	教諭	宇都宮市関堀町337	624-8202
○	泉谷 里菜	豊郷南小	教諭	宇都宮市竹林町532	621-0443
○	加藤 有紗	豊郷北小	教諭	宇都宮市横山町411-3	665-0205
○	田中 真央	国本中央小	教諭	宇都宮市宝木本町1864-1	665-0900
○	深谷 亮太	国本西小	教諭	宇都宮市新里町丁292	652-1186
○	葛西 沙綾華	城山中央小	教諭	宇都宮市大谷町1402	652-0036
○	渡邊 静恵	城山西小	教諭	宇都宮市古賀志町583	652-0800
○	中山 結希子	城山東小	教諭	宇都宮市駒生町2360	652-0700
○	菅野 歩	富屋小	教諭	宇都宮市徳次郎町66-1	665-0009
○	梅澤 真彩	篠井小	教諭	宇都宮市下小池町569-37	669-2102
○	菊池 麻里那	姿川中央小	教諭	宇都宮市下砥上町121	658-2397
○	増田 拓巳	姿川第一小	教諭	宇都宮市西川田本町3-11-15	658-0419
○	越智 宏	姿川第二小	主事	宇都宮市砥上町52	648-3429
○	秋山 正隆	雀宮中央小	教諭	宇都宮市雀の宮3-10-13	653-0005
○	熊木 奏	雀宮東小	教諭	宇都宮市下反町町256-1	653-0059
○	有馬 雄大	雀宮南小	教諭	宇都宮市南町3-3	654-0049

(○印は新理事)

	氏名	所属校	職名	勤務校所在地	電話
○	今瀬 菜摘	陽東小	教諭	宇都宮市陽東2-16-36	661-2100
○	高柳 英明	御幸が原小	教諭	宇都宮市御幸が原町53-2	663-0358
○	朝日 大地	五代小	教諭	宇都宮市五代2-22-33	653-8531
○	山下 里佳子	陽光小	教諭	宇都宮市緑5-3-16	658-8650
○	鶴田 和弘	瑞穂台小	教諭	宇都宮市瑞穂1-22	656-4645
○	岩淵 裕太	晃宝小	教諭	宇都宮市宝木本町1263-1	665-5295
○	柳原 藍	新田小	教諭	宇都宮市針ヶ谷1-18-21	653-5288
○	佐藤 尚輝	海道小	教諭	宇都宮市海道町35-1	661-6620
○	三古谷 義恵	西が岡小	教諭	宇都宮市宝木町2-1075-12	624-1081
○	小川 康行	上戸祭小	教諭	宇都宮市上戸祭町271-1	624-6615
○	土屋 星良	上河内東小	教諭	宇都宮市下小倉町1302	674-2106
○	森 康弘	上河内西小	教諭	宇都宮市関白町471	674-2011
○	柴山 かな子	上河内中央小	教諭	宇都宮市中里町201-1	674-2018
○	石田 恵夢	岡本小	教諭	宇都宮市岡本町2623	673-1831
○	宮本 涼雅	白沢小	教諭	宇都宮市白沢町1643	673-1817
○	菊地 美穂	田原小	教諭	宇都宮市上田原町355	672-0200
○	北口 遥	岡本西小	教諭	宇都宮市中岡本町3709-2	673-2015
○	石崎 直隆	岡本北小	教諭	宇都宮市中岡本町2481-1	673-5810
○	椎名 このみ	田原西小	教諭	宇都宮市立伏町8-1	672-3170
○	岡本 梓佐	ゆいの杜小	教諭	宇都宮市ゆいの杜3-15-30	612-8070
○	石田 華子	一条中	教諭	宇都宮市一条1-4-7	633-0401
○	伊藤 万里奈	陽北中	教諭	宇都宮市今泉町47-2	621-8491
○	藤田 大輝	旭中	教諭	宇都宮市天神1-1-42	634-9177
○	鈴木 淳也	陽南中	教諭	宇都宮市陽南2-4-58	658-1293
○	直井 晴香	陽西中	教諭	宇都宮市陽西町1-16	622-2328
○	渡邊 咲耶	星が丘中	教諭	宇都宮市星が丘2-3-31	622-6542
○	三橋 聡之	陽東中	教諭	宇都宮市石井町2800-42	662-9105
○	齋藤 容子	泉が丘中	教諭	宇都宮市泉が丘4-11-40	661-2508
○	堤 朋子	宮の原中	教諭	宇都宮市鶴田町261	648-2226
○	蓼沼 真弥	清原中	教諭	宇都宮市金当山町231	667-0101
○	宮堀 宏恵	横川中	教諭	宇都宮市屋板町143	656-2441
○	藤井 美帆子	瑞穂野中	教諭	宇都宮市下桑島町1078	656-1586
○	春山 晃宏	豊郷中	教諭	宇都宮市関堀町350	624-8201
○	大関 崇真	国本中	教諭	宇都宮市新里町丁1608-19	665-1146
○	栗山 修一	城山中	教諭	宇都宮市大谷町1423	652-0108
○	清水 克行	晃陽中	教諭	宇都宮市徳次郎町1964	665-0042
○	和地 真実	姿川中	教諭	宇都宮市西川田町1038	658-2203
○	根本 友希恵	雀宮中	教諭	宇都宮市雀の宮7-28-16	653-0379
○	相田 康太	鬼怒中	教諭	宇都宮市平出町3764-10	661-6337
○	堀本 宗弘	宝木中	教諭	宇都宮市細谷町604	621-3959
○	長瀬 翼	若松原中	教諭	宇都宮市若松原3-19-27	655-0679
○	岡本 和也	上河内中	教諭	宇都宮市中里町162	674-2108
○	高德 雅俊	古里中	教諭	宇都宮市中岡本町3130	673-1815
○	坪上 文彬	田原中	教諭	宇都宮市下田原町1722	672-0008
○	柿木 幸栄	河内中	教諭	宇都宮市中岡本町3743	673-3772

役員選出証明書

公示日	令和3年 4月 5日	組合員総数	1,976	投票者数	1,793
投票日	令和3年 4月13日	投票場所	会員の所属する各学校		
連合体で代議制 によった場合	有権者 の範囲	/	有権者 総数	/	投票者 総数

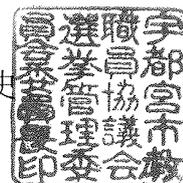
本団体の役員は構成員の全員が平等に参加する機会を有する直接かつ秘密の投票により、投票者数の過半数で選出されたことを証明します。

令和3年4月28日

宇都宮市教職員協議会

選挙管理委員長

数又 正史



令和3年度 宇都宮市教職員協議会

本部役員選挙の結果

投票日 令和3年4月13日

会長立候補者(定員1名)

信任投票数	氏名	所属	職名
1,792	大島 陽平	峰 小	教諭

副会長立候補者(定員4名)

1,792	高 梨 修	桜 小	教諭
1,793	岡 田 香	上 河 内 中	養護教諭
1,793	中 島 宏 明	海 道 小	教諭
1,792	小 川 伸 一	雀 宮 中	教諭

事務局長立候補者(定員1名)

1,792	川 田 高 弘	岡 本 小	教諭
-------	---------	-------	----

事務局次長立候補者(定員4名)

1,792	檜 原 正 行	宝 木 小	主任
1,793	石 川 幸 枝	姿 川 第 二 小	主査
1,792	渡 部 恭 平	富 屋 小	教諭
1,792	高 山 卓 哉	明 保 小	教諭

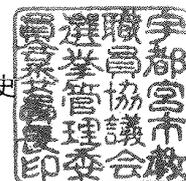
監事立候補者(定員3名)

1,793	綱 川 裕	若 松 原 中	事務長
1,793	田 島 真 由 美	宝 木 中	栄養教諭
1,793	酒 井 木 綿 子	中 央 小	養護教諭

令和3年4月28日

上記の通り報告いたします。

宇都宮市教職員協議会選挙管理委員長 数又 正史



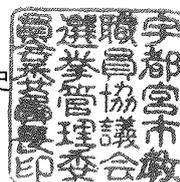
令和3年度
宇都宮市教職員協議会 学校理事選挙結果の報告

信任投票数	氏名	所属校	職名
1,793	菊池 ひとみ	中央小	主事
1,793	高瀬 まど香	東小	教諭
1,793	由比 京佑	西小	教諭
1,793	日下田 絢	築瀬小	教諭
1,793	安藤 伸泰	西原小	教諭
1,793	田村 美希	戸祭小	教諭
1,793	牧野 瑛梨	今泉小	教諭
1,793	星野 晃啓	昭和小	教諭
1,793	阿久津 悟	陽南小	教諭
1,793	窪田 直樹	桜小	教諭
1,793	綱川 茉李	錦小	教諭
1,793	安納 雅貴	細谷小	教諭
1,793	西谷 由季乃	峰小	教諭
1,793	矢野 登志喜	富士見小	教諭
1,793	新田 美佳	泉が丘小	教諭
1,793	田崎 俊宏	石井小	教諭
1,793	白石 敏美	緑が丘小	教諭
1,793	稲見 崇	宮の原小	教諭
1,793	田崎 真里	御幸小	教諭
1,793	坂本 聖愛	明保小	教諭
1,793	湯田 拓輝	宝木小	教諭
1,793	田代 京子	城東小	教諭
1,793	宇賀神 瑞翔	平石中央小	主事
1,793	角野 友子	平石北小	教諭
1,793	木下 綾乃	清原中央小	教諭
1,793	伊澤 麻由香	清原南小	教諭
1,793	阿久津 かおり	清原北小	教諭
1,793	相澤 初音	清原東小	教諭
1,793	小菅 純真	横川中央小	教諭
1,793	菊地 哲也	横川東小	教諭
1,793	荻原 仁美	横川西小	教諭
1,793	永岡 由梨	瑞穂野北小	教諭
1,793	山崎 諒	瑞穂野南小	主事
1,793	市塙 拓也	豊郷中央小	教諭
1,793	泉谷 里菜	豊郷南小	教諭
1,793	加藤 有紗	豊郷北小	教諭
1,793	田中 真央	国本中央小	教諭
1,793	深谷 亮太	国本西小	教諭
1,793	葛西 沙綾華	城山中央小	教諭
1,793	渡邊 静恵	城山西小	教諭
1,793	中山 結希子	城山東小	教諭
1,793	菅谷 歩	富屋小	教諭
1,793	梅澤 真彩	篠井小	教諭
1,793	菊池 麻里那	姿川中央小	教諭
1,793	増田 拓巳	姿川第一小	教諭
1,793	越智 宏	姿川第二小	主事
1,793	秋山 正隆	雀宮中央小	教諭

信任投票数	氏名	所属校	職名
1,793	熊木 奏	雀宮東小	教諭
1,793	有馬 雄大	雀宮南小	教諭
1,793	今瀬 菜摘	陽東小	教諭
1,793	高柳 英明	御幸が原小	教諭
1,793	朝日 大地	五代小	教諭
1,793	山下 里佳子	陽光小	教諭
1,793	鶴田 和弘	瑞穂台小	教諭
1,793	岩淵 裕太	晃宝小	教諭
1,793	柳原 藍	新田小	教諭
1,793	佐藤 尚輝	海道小	教諭
1,793	三古谷 義恵	西が岡小	教諭
1,793	小川 康行	上戸祭小	教諭
1,793	土屋 星良	上河内東小	教諭
1,793	森 康弘	上河内西小	教諭
1,793	柴山 かな子	上河内中央小	教諭
1,793	石田 恵夢	岡本小	教諭
1,793	宮本 涼雅	白沢小	教諭
1,793	菊地 美穂	田原小	教諭
1,793	北口 遥	岡本西小	教諭
1,793	石崎 直隆	岡本北小	教諭
1,793	椎名 このみ	田原西小	教諭
1,793	岡本 梓佐	ゆいの杜小	教諭
1,793	石田 華子	一条中	教諭
1,793	伊藤 万里奈	陽北中	教諭
1,793	藤田 大輝	旭中	教諭
1,793	鈴木 淳也	陽南中	教諭
1,793	直井 晴香	陽西中	教諭
1,793	渡邊 咲耶	星が丘中	教諭
1,793	三橋 聡之	陽東中	教諭
1,793	齋藤 容子	泉が丘中	教諭
1,793	堤 朋子	宮の原中	教諭
1,793	蓼沼 真弥	清原中	教諭
1,793	宮堀 宏恵	横川中	教諭
1,793	藤井 美帆子	瑞穂野中	教諭
1,793	春山 晃宏	豊郷中	教諭
1,793	大関 崇真	国本中	教諭
1,793	栗山 修一	城山中	教諭
1,793	清水 克行	晃陽中	教諭
1,793	和地 真実	姿川中	教諭
1,793	根本 友希恵	雀宮中	教諭
1,793	相田 康太	鬼怒中	教諭
1,793	堀本 宗弘	宝木中	教諭
1,793	長瀬 翼	若松原中	教諭
1,793	岡本 和也	上河内中	教諭
1,793	高德 雅俊	古里中	教諭
1,793	坪上 文彬	田原中	教諭
1,793	柿木 幸栄	河内中	教諭

令和3年4月28日
投票の結果、上記のとおり信任されましたので報告いたします。

宇都宮市教職員協議会選挙管理委員長 数又 正史



令和3年4月5日

学校理事各位

宇都宮市教職員協議会選挙管理委員会

委員長 数又 正史



令和3年度 宇都宮市教職員協議会役員選挙公示について

このことについて、裏面のとおり公示しましたので、貴校会員への周知方よろしくお願いいたします。

なお、本会役員の出候補に関する所定の届け出用紙は、選挙管理委員会事務局（宇都宮市立岡本小学校）にございますのでご請求ください。

また、立候補の締切は4月9日（金）午後4時必着とし、選挙管理委員会事務局（宇都宮市立岡本小学校 川田高弘）まで提出されるようお願いいたします。

なお、逡送が遅れる場合もあるようです。緊急の場合はFAX（事務局 岡本小 673-9342）でお知らせください。

記

1. 立候補受付開始 令和3年4月6日（火）
2. 立候補受付締切 令和3年4月9日（金）午後4時まで

令和3年4月5日

令和3年度 宇都宮市教職員協議会役員選挙公示

令和3年度の本会役員選挙を本会規約第20条・21条及び役員選挙規則のさだめるところにより下記によって行いますので、公示いたします。

宇都宮市教職員協議会選挙管理委員会

委員長 数又 正史



記

- | | |
|-----------|---------------|
| 1. 選挙期日 | 令和3年4月13日 (火) |
| 2. 役員及び人数 | |
| | 会長 1名 |
| | 副会長 4名 |
| | 事務局長 1名 |
| | 事務局次長 4名 |
| | 監事 3名 |

宇都宮市教職員協議会役員選挙規則

第1条 この規則は、宇都宮市教職員協議会規約第21条の規定に基づき、本会役員選挙に必要な事項を定める。

第2条 役員選挙は、毎年総会前に行う。

第3条 役員選挙を行うときは、選挙管理委員会をおく。

第4条 選挙管理委員会は、別に定めるところによって選出された選挙管理委員によって構成する。ただし、役員立候補者は選挙管理委員になることはできない。

選挙管理委員の任期は1年とする。

第5条 選挙管理委員会に、委員の互選による委員長を1名おく。

第6条 選挙管理委員会は、次のことを行う。

- 1 選挙の公示
- 2 立候補の受付、公示
- 3 投票および開票の立会人、書記の任命
- 4 当選者の確認と発表
- 5 その他必要な事項

第7条 定時選挙の公示は、投票期日前10日までとし、会員に通知する。

第8条 選挙管理委員会は、その選挙当日以外の事務を事務局長に依頼することができる。

第9条 立候補する場合には、決められた立候補届けに所定の事項を記入し、投票期日7日前までに選挙管理委員会に届出なければならない。

第10条 役員に欠員が生じたときは、補欠選

挙を行う。ただし、残任期間二分の一以下の場合には行わない。

第11条 補欠選挙は、定時選挙と同じ手続きによって行う。

第12条 選挙は、会員の直接秘密の投票による。

第13条 選挙は、選挙管理委員会の定める投票用紙を用い、無記名によって行う。

第14条 投票所は各学校で、投票用紙を密封して、直ちに選挙管理委員会に送付する。

第15条 開票は、事務局において行い、投票者の過半数を得た者で、得票数の多い者より当選者とする。

ただし得票同数のときは、抽選によって決める。

第16条 立候補者が、定数を超えない場合には、信任投票を行う。この場合投票者の過半数の信任を得なければ当選者とならない。

第17条 この規則の定めるものの外、選挙に関し、必要な事項は、選挙管理委員会で定める。

第18条 規約第19条ただし書きに規定する投票については、本規則第6条第1号および第7条第8条、第12条から第14条までの規定を準用する。

宇都宮市教職員協議会規約

第1章 総 則

第1条 この会は宇都宮市教職員協議会という。

第2条 この会の事務局を会長指定の学校内におく。

第3条 この会は、教職員が教育に専念し、教育効果を高めるため、教職員の勤務条件の改善を図り、宇都宮市教育の振興に寄与することを目的とする。

第4条 この会は、目的達成のために次の事業を行う。

- 1 教職員の勤務条件の改善に関すること
- 2 教職員の福利厚生に関すること
- 3 宇都宮市教育の振興に関すること
- 4 他の教育諸団体との連絡提携に関すること
- 5 その他目的達成に必要なこと

第2章 組 織

第5条 この会は、宇都宮市立小・中学校に勤務する教職員（地方公務員法第52条第3項ただし書きに規定する管理職員等を除く）をもって組織する。

第6条 この会は、必要に応じ部会を設けることができる。

第3章 機 関

第7条 この会に決議機関として総会、評議員

会を、執行機関として理事会、常任理事会をおく。

第8条 総会は、最高決議機関で、毎年1回開き、会長がこれを招集する。

臨時総会は、評議員会の要求があったとき、または理事会で必要と認めたとき、会長がこれを招集する。

第9条 総会は、全会員で構成し、次のことを決める。

- 1 規約の改正に関すること
- 2 予算の決議、決算の承認に関すること
- 3 会の事業に関すること
- 4 会の解散に関すること
- 5 他の団体への加入および脱退に関すること
- 6 その他必要な事項

第10条 評議員会は、総会に次ぐ決議機関で、必要に応じ会長が招集する。

第11条 評議員会は、所属する学校の会員が平等に参加し、直接かつ秘密投票によって多数決で選挙された評議員によって構成する。

評議員は、各学校ごとに1名とし、30名を超えるごとに1名を増すものとする。

第12条 評議員の任期は1年とし、再選を妨げない。

第13条 評議員は、次のことを決める。

- 1 総会より委任された事項

- 2 緊急事項
- 3 予算の更正
- 4 規則, 細則

第 14 条 理事会は、監事を除くその他の役員をもって構成し、必要に応じ会長が招集する。

第 15 条 理事は学校単位に 1 名選出する。理事の任期は 1 年とし、再選を妨げない。

第 16 条 理事会は次のことを執行する。

- 1 総会および評議員会の決議事項に関すること
- 2 総会および評議員会に提出する議案に関すること

第 17 条 常任理事会は、理事の互選による若干名の常任理事と監事を除くその他の役員をもって構成し、必要に応じ会長が招集する。

第 18 条 常任理事会は次のことを執行する。

- 1 会務および緊急事項に関すること
- 2 理事会から委任された議案に関すること

第 19 条 各会議は構成員の過半数で成立し、議長はその都度会議の構成員の中から選出する。議決は多数決によるものとし、可否同数のときは議長が決める。

ただし、第 9 条第 1 号および第 4 号から第 5 号に規定する事案については、構成員の直接、無記名投票による全員の三分の二以上の多数決によって決める。

第 4 章 役員

第 20 条 この会に次の役員をおく。

会 長	1 名
副 会 長	4 名
事 務 局 長	1 名
事務局次長	4 名
常 任 理 事	若干名
監 事	3 名

第 21 条 前条の役員は（常任理事を除く）、会員の直接秘密投票により、投票者の過半数の得票を得なければならない。

前項の選挙の手続きは、別に定める。

第 22 条 役員（監事を除く）および監事の任期は 1 年とし、再選を妨げない。

第 23 条 役員の任務は次のとおりとする。

会長は会務を掌握し、会を代表する。

副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その代理をする。

事務局長は、会長の指示を受け、会の事務を処理する。

事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故あるときは、その代理をする。

常任理事は、会務を分掌する。

監事は、会計の監査を行う。

第 5 章 事務局

第 24 条 この会に事務局をおく。

事務局に次の帳簿をおく。

- 1 規 約
- 2 議事記録
- 3 財産目録
- 4 会 計 簿
- 5 会員名簿

- 6 役員名簿
- 7 事業記録
- 8 その他必要な帳簿

第6章 会 計

第25条 この会の経費は、会費その他の収入をもってこれにあてる。

会費の負担額は総会で決める。

第26条 この会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

第7章 加入・脱退・統制

第27条 この会に加入または脱退しようとする者は、文書で会長に届出ることによって効力を生ずる。

第28条 会員で本会の名誉を棄損し、または趣旨に違反する行為があった場合は、評議員会の議決によって除名することができる。

第8章 補 則

第29条 この会の運営に必要な規則、細則は別に定める。

付 記

昭和49年6月15日 一部改正

昭和50年6月7日 一部改正

平成19年5月27日 一部改正

慶 弔 規 定

第1条 会員に弔事があったときは、下記により弔意を表すものとする。

会員死亡の場合は香料5万円を贈る。

第2条 前規定外で、特に考慮する場合が生じたときには、役員会において処理するものとする。

この規定は昭和50年6月7日より適用する。

付 記

昭和55年6月7日 一部改正

昭和63年6月4日 一部改正

平成5年5月22日 一部改正

平成19年5月27日 一部改正

宇都宮市職員団体の登録に関する条例 抄

(登録の申請)

第2条 略

- (1) 理事その他の役員の氏名及び住所並びに所属及び職名(職員以外の者にあつては、その職業)
- (2)から(4)まで 略

(登録の通知)

第3条 公平委員会は、登録の申請を受けた日から30日以内に、登録した旨又はしない旨を、申請した職員団体に通知しなければならない。

(規約等の変更又は解散の届出)

第4条 登録を受けた職員団体は、その規約若しくは第2条第1項に規定する申請書の記載事項に変更があつたとき、又は解散したときは、その事由を生じた日から10日以内に、公平委員会にその旨を届け出なければならない。

2 略

3 第1項の規定による届出が規約の変更、役員の選挙その他これらに準ずる重要な行為に係るときは、それらの行為が法第53条第3項の規定に従い決定されたこと並びにその投票の日、場所及び投票の結果を証明する書類を添付しなければならない。

4 前条の規定は、規約又は第2条第1項に規定する申請書の記載事項の変更の届出の場合に準用する。

地方公務員法 抄

(職員団体の登録)

第53条 略

2 略

3 職員団体が登録される資格を有し、及び引き続き登録されているためには、規約の作成又は変更、役員の選挙その他これらに準ずる重要な行為が、すべての構成員が平等に参加する機会を有する直接且つ秘密の投票による全員の過半数(役員の選挙については、投票者の過半数)によつて決定される旨の手續を定め、且つ、現実には、その手續によりこれらの重要な行為が決定されることを必要とする。但し、連合体である職員団体にあつては、すべての構成員が平等に参加する機会を有する構成団体ごとの直接且つ秘密の投票による投票者の過半数で代議員を選挙し、すべての代議員が平等に参加する機会を有する直接且つ秘密の投票によるその全員の過半数(役員の選挙については、投票者の過半数)によつて決定される旨の手續を定め、且つ、現実には、その手續により決定されることをもつて足りるものとする。

4から10まで 略